

Information



トピック

教員とともに考える消費者教育

わたしは消費者

東京都公民科・社会科教育研究会と東京都消費生活総合センターとの連携 …… 1～5P

1. センターにおけるDVDの制作意図 / 2. 東京都公民科・社会科教育研究会 8月研究例会の開催概要
3. DVDを授業で使うために、押さえておきたい民法の知識 / 4. DVDを使用した授業例の報告
5. 公民科における消費者教育について / 6. 意見交換会 / 7. 最後に

平成28年度 すぐに役立つ「教員のための消費者教育講座」実施報告 …… 6～8P

1. 開催概要 / 2. 受講された先生方の感想 / 3. その他の講義内容の一部を紹介します



東京都公民科・社会科教育研究会と東京都消費生活総合センターとの連携

東京都消費生活総合センター活動推進課

東京都消費生活総合センターでは、消費者教育推進のため、消費者教育に関する各種教材作成や相談概要などセンターならではの情報提供を実施しているほか、さまざまな機会をとらえて教員の方々との連携強化を図っています。

今回は、東京都公民科・社会科教育研究会と連携をして、平成27年度に当センターが作成したDVD「リーガル☆レッスン♪～民法と契約の基礎を学ぶ～」(以下「DVD」という)を使用する公民科の授業方法を検討していただきました。

また、DVD作成の監修者でいらっしゃる弁護士洞澤美佳氏に御協力をあおぎ、教員の方々にこの教材を使用する授業を行ううえで必要な民法や契約の基礎知識について解説をお願いしました。

以下、センターにおけるDVDの制作意図について解説したのち、研究会の概要を御紹介します。

1. センターにおけるDVDの制作意図

DVDの内容

- 第1章 「わたし、ケーヤクしちゃったの？」
(契約の成立、契約と約束の違い)
- 第2章 「Tシャツに想いをこめて」
(契約の成立と契約の拘束力、法定解除)
- 第3章 「お兄ちゃんの引っ越し」
(契約書と約款)
- 第4章 「元気でいてね、おばあちゃん」
(民法と消費者契約法及び特定商取引法)

DVDの概要は、「東京くらしWEB」で紹介しています。
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/kyouzai/main/039.html>

架空請求や不当請求の対処方法や、クーリング・オフ制度といった救済制度を学習しても、契約の成立や契約の意義について理解を深めることは容易ではありません。日常生活で何気なく行っている契約ですが、いざトラブルが起きたときに

初めて契約の意義や契約の拘束力を意識するものです。

そこで、DVDでは契約を結ぶことの法的な意味と責任、また不完全な契約に対する契約当事者間における責任分配の在り方など、法律の考え方やバランス感覚を、主人公(高校生)とともに学校生活や日常生活での契約のエピソードに沿って体感し学ぶことを目的に作成しています。民法や契約の基本的な考え方を学習することで、不当な契約に対して何か違和感を持つことができれば、身を守るための第一歩になると考えています。

2. 東京都公民科・社会科教育研究会 8月研究例会の開催概要

日時:平成28年8月23日(火)
午後1時30分から5時まで

場所:東京都消費生活総合センター内
会議室(教室I・II)

内容: DVDを使用する授業案について考える

- DVDを授業で使うために、押さえておきたい民法の知識
講師: 弁護士 洞澤美佳氏
- DVDを使用した授業の報告
東京都立大江戸高等学校 教諭 石川 周子氏
- 公民科における消費者教育について
東京都立雪谷高等学校 教諭 小貫 篤氏
- 意見交換会

3. DVDを授業で使うために、押さえておきたい 民法の知識: 弁護士 洞澤 美佳氏

洞澤氏からは、DVDではお伝えしきれない法律の考え方や教員の方々が日頃から疑問に思われていること、たとえば、特定商取引法や消費者契約法と民法がどのような関係にあるのかなどをDVDと対照させながら解説をしていただきました。

まず、第1章では、架空請求の事例で問題提示している契約が成立しているか否かについてや、主人公の奈美がお店でリンゴを買うという売買契約を視聴してから、契約の意義や契約自由の原則について説明がありました。

次に、第2章の事例である、主人公奈美が依頼した

デザインを間違えて印刷してしまったTシャツ店との契約を視聴した後、契約成立に伴う法的拘束力の意味とその背景にある考え方を解説し、これを前提に法定解除に関して、解除ができる場合、できない場合に分けて解説していただきました。

第3章では、主人公奈美の兄が転勤により賃貸契約を解約する事例から、契約書と約款の役割と効力について解説していただきました。

そして第4章の電話勧誘販売の事例ではセールスマンとおばあちゃんのやりとりから、特別法(消費者契約法や特定商取引法など)の必要性について、次のように説明をしていただきました。事業者と消費者との間には商品知識や情報の質と量、判断力に格差があることを確認した上で、契約の一般法である民法は「均一で、確固とした意思と判断力を持った合理的な人間像(人間観)」を前提としているために、民法の考え方だけでは不具合が生じることから、消費者契約法、特定商取引法などの特別法が必要となるということです。

また、特定商取引法では違反行為であるのに、すぐに契約が解除できないのはなぜかという教員からの御質問について、特定商取引法は業法と民事ルールの両方を備えた法律であり、その業法とは、事業者を規制して、それに違反する事業者について行政が指導や処分ができることを規定している法律であること、また民事ルールとは、救済制度であり、代表的なクーリング・オフ制度は契約の拘束力から離脱する手段として強力な制度であること、またクーリング・オフ制度が使用できる取引類型は限定されていることも説明していただきました。

4. DVDを使用した授業例の報告

授業者: 東京都立大江戸高等学校
教諭 石川 周子氏

実施科目: 現代社会

単元: A現代社会の仕組みと特質 消費者

受講者: 高等学校3年生

使用教材: DVD第1章、第3章

授業者作成のワークシート

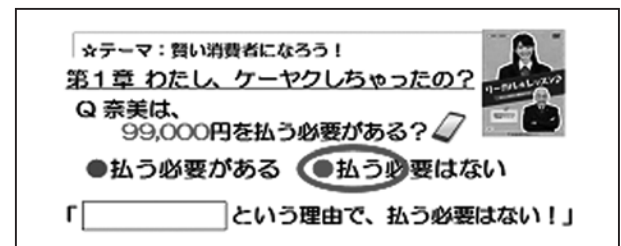
■ 学校の特徴

東京都立大江戸高等学校は、単位制、総合学科、三部制といった特色をもつチャレンジスクールです。チャレンジスクールとは、これまでに自分の能力を十分に発揮できなかった生徒たちのチャレンジを支援する学校です。大江戸高校でも約8割を超える生徒が不登校を経験し、コミュニケーションや学習に対して困難を抱えています。そのため学校では、生徒の特性に配慮しながら、誰でもいつでもわかるような授業展開の工夫を行っているとのこと。

■ 授業実践例

展開	生徒の学習活動	DVDとワークシート
①	主人公奈美の携帯電話に、99,000円の請求画面が表示されたところで、DVDを止める。	DVD 第1章を視聴
	設問「支払う必要があるか」「支払う必要はないか」をグループで話し合い発表する。	授業者が用意したワークシート
	DVDの続きを視聴 学習内容に関するキーポイントのテロップ表示が出たところで適宜DVDを止め、授業者が補足解説をしていく。	DVD 第1章を視聴
	99,000円の請求について奈美が解答を出す直前でDVDを止め、支払う必要の有無と、その根拠となる理由についてグループで話し合い、発表する。 各自で考えた、支払う必要のない理由を記入する。	授業者が用意したワークシート
②	「急に引っ越しをすることになった主人公の兄洋輔が、2か月分の家賃を支払う必要があるのか否か」の場面でDVDを止める。 以下、第1章と同様に進行	DVD 第3章を視聴
③	DVDに収録しているワークシートから抜粋して、3つの設問を用意する。設問の内容は、契約を取り消すことができる事例か否かの内容である。 各問題とも、設問のトラブル事例内容で「おかしいな」と思う箇所に下線を引かせる。 契約取消しの可否について、その理由も踏まえて解答を出す。 その後、グループ内で話し合い、理由とともに解答を決める。 授業者による解説	DVDに収録しているワークシートからの抜粋 授業者が用意したワークシート

今回の石川先生の実践授業では、展開①②でDVDを視聴し、展開③ではDVDに収録されている消費者トラブルの問題を活用されていました。どの展開でも一貫して重要視されていたことは、「支払う必要の有無」や「契約の取消しの可否」についてだけでなく、その根拠となる理由までを考え、理解を深めさせることでした。実際にトラブルに巻き込まれてしまったとき、根拠となる理由まで理解していれば、解決の糸口を見つけやすくなるというのが狙いです。



授業者が用意したワークシートの一部

展開③では、DVDに収録されているワークシート(生徒用、指導者用解説)の問題のうち3問を取り上げて、生徒には契約を取り消すことができる事例か否かを、理由とともに考えさせます。ここでは、民法のほか、消費者契約法や特定商取引法といった特別法を用いて対応する事例を提示しています。

最初に、生徒には設問のトラブル事例内容で「おかしいな」と思う箇所に下線を引かせ、どこに問題が潜んでいるのか、結論を導くための確認事項を考えさせます。

指導者用解説では、事例について、法律と照合しながら、なぜ特別法が必要となるのか、対応策に至る考え方の経緯を説明していますので、これを参考にしながら、生徒の疑問に答えていきます。



授業中の生徒の様子

■ 生徒の様子

生徒たちは、DVDの視聴や授業者の説明を聞きながら、自主的にキーワード等を書き留め、ワークシートを作成していたり、また、設問への解答を出す前に、「なぜ」という理由を考え、グループディスカッションで自分の考えを述べたり、他の生徒の考えを聞くことで、問題点に気づき再確認したりすることができていたとのことでした。

授業のまとめとして「賢い消費者とは」の問いかけに、生徒は「契約内容をよく理解してから契約する人」、「契約についての法律や決まり事を知っていて、自分の身を守れる人」などを書いてきたとの報告がありました。

以下、生徒の授業の感想を紹介します。

- トラブルに巻き込まれないのが一番だが、もしもそうなった場合には活用したい
- 賢い消費者に少しでも近づけたと思う。
- 友達にも教えられそう。

最後に、石川先生からは他者と協働して社会に参画し、公共的な空間を作る主体となる力を育む教科である公民科としては、生徒一人一人が社会の一員として積極的な消費生活をするために消費者教育を行っていくことが大切であると考えているとのことでした。

5. 公民科における消費者教育について

授業者：東京都立雪谷高等学校

教諭 小貫 篤 氏

実施科目：現代社会

単元：A現代社会の仕組みと特質 消費者

受講者：高等学校3年生

使用教材：DVD第1章、第4章

授業者作成のワークシート

■ 授業展開

時間	ねらい
第1時	DVDや具体的な事例を通して契約自由の原則を理解する。
第2時	具体的な事例を通して契約の無効・取消し原因を理解する。
第3時	法が重視する「公正」という価値に気付く。
第4時	契約は社会を支える基盤であることに気付く。
第5時	契約書を作ったり、法を構想したりして学んだことを活用する。

小貫先生は、「契約」を通して法の基本的価値である「公正」を考える授業開発をされました。以下、概要を紹介します。

法教育推進協議会『法やルールって、なんで必要なんだろう?』（2015年）の「私法と消費者保護」は中学校社会科公民的分野の授業として再編されたものであるため、高校公民科としての授業開発を実施する上で、次の3点を考慮されたとのことでした。

- (1) 日常生活で契約があらゆる場面で使われていることのほか、「契約が社会を支える基盤であり、契約によって経済活動を行うことができること、それによって私たち一人では得られない利益を得ることができること、そのため契約を結ぶ社会をつくることを実感させたい」^(注1)ということ。
- (2) 契約についての考え方や知識を実社会で活用するという点で契約書を作るという時間があった方がよいと考えていること。
- (3) 社会をよくするためにどのような法がよいか構想する場面があるとよいと考えていること。

(注1) 契約法の背後にある社会像、人間像について考えさせることが重要であることは、早川眞一郎「法教育における民法学の役割」『ジュリスト』No.1404,有斐閣,2010,pp.16-20が指摘しています。

これらを踏まえて、左の表の通り、5時間での授業を行われたそうです。

第1時では、DVDの第1章の視聴とDVDに収録しているワークシートの「契約といえるものに○を付ける」設問を使用して、契約成立の要件、権利義務の発生、民法の三原則を確認します。

第2時では、「リトル・マーメイド」で魔女と人魚姫との間で結んだ交換条件の契約事例を使用して、契約の有効無効の要件を確認したり、具体的な判例から契約の効力が認められないこともあるということを確認したりして、法が重視する「公正」に気付かせるようにします。

第3時では、情報の格差により、情報をもっているほうが圧倒的に有利であることから、消費者と事業者の間にある情報や交渉力の格差によって、不公正な契約がされることがあることに気付かせ、不公正な契約に対処するために契約が解除できる仕組みをつくっていることに気付かせます。(DVD第4章視聴)

第4時は、「お菓子の交換契約」ゲームで、契約が社会にどのような役割を果たしているかを考えます。5種類のお菓子を用意し、各グループに違うお菓子が入った袋を配布し、グループ間でお菓子を交換しながら、全種類のお菓子をより多くそろえるゲームです。お菓子の量は、大量にあるお菓子、適量にあるお菓子、少ししかないお菓子を用意して、グループごとに交換比率を決め、交換条件も設定して、開始します。後で、それぞれのお菓子の数とそれぞれのお菓子の金額を発表します。

取引前と取引後では、総額が増えた班が多いことを確認し、契約を結んで交換をしたほうが社会全体として豊かになる人が増えることを確認したとのことでした。

また、契約が守られない状況も体験させ、契約が守られることによって社会が成り立ち、安心して経済活動を行うことができることを確認させ

たとのことです。

そして第5時で、DVDに収録している契約書作りのワークシートを使って、「原則立脚型交渉」^(注2)の考え方をういて契約交渉と契約書作りを行ったとのことでした。

■ まとめ

小貫先生からは、「今回の授業では、法の基本的価値である『公正』という点に着目し、情報の非対称性や双方の利益という点に言及し、契約によって社会を豊かにすることを生徒たちが実感できるように構想している。公正に言及し、社会の基盤として契約をとらえている生徒も5割強でできたことは、一定の有効性があったと考える。」との報告がありました。

一方、今回の授業展開では、「契約」の授業時数が長すぎるため、授業構成をよりシンプルにしていく必要があるとの課題もあげていただきました。

6. 意見交換会

お二人の先生からの御報告ののち、当日出席した先生方によるグループディスカッションを行いました。

そこでは「消費者教育というと家庭科で取り扱うことが多いが、消費者教育は生きていくうえで必要なので、積極的に取り上げる必要がある。」「家庭科と公民科では教科の視点が異なるので、内容が重複してもよいと思う。」「民法や特別法の位置付けなど、法律を勉強しないと難しい。」「他教科の先生と話し合う機会をもち、相互に連携していきたい。」など、さまざまな意見が出されました。

7. 最後に

東京都消費生活総合センターでは、今後も先生方の御要望や御意見をもとに、情報提供や意見交換会の場を設けていきたいと考えています。さまざまな御意見や御提案をお待ちしています。

(注2) R・フィッシャー&W・ユーリーが研究したもので日本では「ハーバード流交渉術」という名称で語られています。

主張ではなく利害に焦点を合わせる、相手とともに問題を解決するパートナーとみならず、双方にとって有利な選択肢を考え出す、交渉が不調に終わった時の不調時代替策を用意しておく、といった技能を含んだものです。

すぐに
役立つ

平成28年度 「教員のための消費者教育講座」実施報告

東京都消費生活総合センター活動推進課

1. 開催概要

東京都消費生活総合センターでは、毎年度、小・中・高等学校、特別支援学校の教職員を対象とした「教員のための消費者教育講座」を開催しています。今年度も7月22日から8月22日の期間に、16テーマを飯田橋・立川等の会場で31講座実施しました。例年人気の高い衣・食・住の講座の他に、教員の皆さまから「授業に取り込むことが難しい」という声の多かった法律の講座の充実を図りました。

台風襲来というアクシデントに見舞われた日もありましたが、延べ1,257名に受講していただきました。

講座テーマ一覧

No	分野	講座テーマ	受講者数
1	概論	学校における消費者教育の意義と実践法	66
2	消費者教育	カート君の買い物★なびげ～しょん —「消費者の権利と責任」の社会—	59
3	法律	リーガル☆レッスン♪ ～民法と契約の基礎を学ぶ～	109
4	法教育	学校での法教育 ～若者に多いトラブルを題材に～	75
5	契約	東京都に寄せられる最新の相談事例と生徒に 伝えたいポイント	59
6	情報	情報リテラシー最前線	78
7	環境	持続可能な社会の担い手を育むESDと 消費者教育	58
8	衣	洗濯用洗剤から考える環境の授業	92
9	衣	服育で衣服の力を生かす力へ ～環境と着こなしの観点から～	126
10	食・環境	身近なものとの世界のつながり	75
11	食	生徒に伝えたい食品表示法と食品との 付き合い方	120
12	住	家の中の安全を考えよう	150
13	金融	ライフプランの立て方・教え方	70
14	実験電気	IHクッキングヒーターの仕組み ～火を使わないから安全!?!～	46
15	実験繊維	プレタポルテ(高級既製服)の縫製技術 —婦人ジャケットを例に—	54
16	ものづくり	マイ箸を作ってみよう ～ものづくりを通じた消費者教育～	20

受講者内訳

- **学校別**
小学校3% 中学校37% 高等学校32%
中高一貫校12% 特別支援学校10%
その他6%
- **担当教科別**
(技術)家庭科75% 社会科4%
その他(情報・養護・栄養科など)21%

2. 受講された先生方の感想

今年度の講座を受講されたお二人の先生から御感想をお寄せいただきました。

No.6 | 情報リテラシー最前線

講師：トレンドマイクロ株式会社
マーケティングコミュニケーション本部
シニアスペシャリスト 森本 純 氏

講座の概要

インターネットの普及とともに、インターネット特有の匿名性、情報の拡散を利用した悪質なトラブル事例は後を絶ちません。インターネットを上手に活用するために求められる情報リテラシーを考えます。

情報セキュリティの担い手として、最新のインターネット脅威情報やトラブル事例の分析をもとに、「サイバー攻撃者の狙いはどこにあるか」を解説していただきます。新たな手口にも対応し、子供たちをトラブルから守る対策の「考え方のヒント」を小学生、中学生、高校生と成長段階に応じ、先生方と一緒に考えていく講座です。 (事務局)

生徒を被害者にも加害者にもしないために
墨田区立吾嬭第二中学校 副校長 西川 由哲 氏

私はここ数年、食育やインターネット・SNSに関する内容を中心に、本センターの講座を受講しています。実は、私自身が数学科で消費者教育に

ついてあまり知らないこと、教諭の時に指導したことがないからです。また、教育行政も学校も取組が弱いのではないかと思うこと、熱心な社会科や家庭科の先生のいる間だけの取組であり、全校の継続的な組織的な取組になっている学校は少ないのではないかと思っているからです。さらに、本校は東京都の人権尊重教育推進校です。人権という視点から、消費者教育は大切であり、全ての学校で推進・充実させていかなければならないと考えています。

消費者教育の中でも、特に情報リテラシーを生徒に身に付けさせることは、学校が中心となり、企業の協力を得、家庭と連携して行う喫緊の課題であると考えています。現在、ほとんどの公立中で校内のケータイ、スマホ、ゲーム機等の持ち込みを禁止しています。しかし、校外でも禁止することは現実的ではありません。きちんと指導し、適切な使い方を身に付けさせ、生徒を被害者にも加害者にもさせないことは重要なことです。

昨年度、墨田区立中学校全10校で生徒会が中心となり、各学校のインターネット・SNS使用ルールを作り自分たちで律していこうという取組をしました。そして全校の代表が協力し、墨田区立中学校インターネット・SNS使用ルール宣言を行いました。今年度は、その検証と見直しをしているところです。

本講座を受講して得たことは、単に「気を付けましょう」ではなく、どのように気を付けたらよいのか。また、気を付けていてもトラブルに巻き込まれたり、だまされたりして被害に遭ったりした時どう対処したらよいのか、未然防止や被害を小さくするための手立てです。具体的でかつ一般にも通用するものの考え方のヒントを得ることができました。

今は、ある方法で守れても、1年後にその方法が有効かどうか分かりません。本講座での考え方の基本を生かし、教員に伝達し、生徒の情報リテラシー向上のために役立てていきたいと思えます。

No.9

服育で衣服の力を生きる力へ ～環境と着こなしの観点から～

講師：株式会社チクマ 服育net研究所
主任研究員 有吉 直美 氏

講座の概要

衣食住の一つである衣服について、さまざまな観点から考える講座です。

一つ目は、環境問題の観点から、原材料の生産、製品化、着用、廃棄やリサイクルといった衣服のライフサイクルを通して環境負荷などを考えます。

二つ目は、衣服のもつコミュニケーション力と役割についてです。自分の着こなしが、他者にどのような印象を与えているのか、またTPOに適した着こなしがなぜ大切であるのかを知ること、自己表現のあり方を見つめ直すことができます。そして、衣服には健康面や生活の中での安全確保の役割もあるということです。

「服育」について、授業のヒントが詰まった講座です。
(事務局)

衣服の社会生活上のはたらきと着こなし

杉並区立井草中学校 主幹教諭 本田 鈴代 氏

日頃から、実生活に結び付いていることで生徒の興味を引き出し、すぐに生活に活用できる授業を心がけていますが、中学家庭科「衣生活」の領域において、「日常着の活用—自分らしく目的に合わせた着方」の教材については毎年苦慮していました。服装やおしゃれに興味がある生徒は、まだクラスに数名だけ。学習活動自体は楽しめても、自分のこととしてしっかり捉えさせている手応えはありませんでした。そこで今年度出会った研修が当講座。講座案内を見ただけで、引き付けられました。

衣服には、①保健衛生上のはたらき、②生活活動上のはたらき、③社会生活上のはたらきの3つがありますが、①②は小学校で学習し、職業や所属、気持ちや個性を表す③は中学校で登場します。思春期のとかく自己の世界観を主張しがちな中学生に、他者視点や社会との関わりにおける着こなしや服装の選択、公私の区別や個性はどんな

場面で表すのかを考える力をつけさせたいと思っています。

ちょうど2学期から2年生の授業が「衣生活」に入るので、当講座でいただいたワークシートを早速使わせていただきました。ワークシートから学習できるデザインによるイメージの違いは大変効果的で、自分が着用したことがなくても、いろいろな場面で大人が着用している服装を思い起こしながら学習活動を進めることができました。「色のイメージ」とも組み合わせ、学校の制服はどのイメージに当てはまるのか、どんな目的や効果があるのかを考える機会にもなります。これまでの色の組合せだけでなくデザインが加わったことで、よりTPOと結び付けやすくなりました。このようなスキル(着こなしの基礎知識、基本のテクニック)があることを、生徒達はとても興味深く捉え、社会のマナーや礼儀として身に付けていくことの必要性を感じてくれたようです。また、個性はどのようにして表すのか。講座で学んだ「SENSEとSKILL」(すなわち「感覚、人による違い」と「着こなしの基礎知識、基本のテクニック」)、「ONとOFFの時間」(すなわち「仕事や勉強、みんなの時間」と「自由、リラックス、自分の時間」)をキーワードにし、学習活動を進めました。今後は、「制服の一生すごろく」^(注)による環境にからめた授業を計画しています。

3. その他の講義内容の一部を紹介します

No.4 学校での法教育 ～若者に多いトラブルを題材に～

講師：東京弁護士会 消費者問題特別委員会
弁護士 平澤 慎一 氏
弁護士 竹内 留美 氏

若者が巻き込まれやすいトラブルを題材に、講座を実施しました。前半は「消費者問題の基礎知識」の総論として、民法で規定する契約の基本的な考

え方と、消費者保護の主要な法律である消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法の概要を説明していただきました。後半は「モデルに誘われたのに、エステの契約をさせられた」という「スカウト詐欺」を題材に、実際に高校で行った法教育講座を実演してもらいました。この法教育講座では単にトラブル事例の対処法を伝えるということではなく、消費者の立場、事業者の立場と視点を変えることによって生徒の議論を深めることを狙いとしています。講師からは解決に向けて、法的根拠に基づいた考え方を教えていただきました。

受講者からは「模擬授業を通して、契約の知識が得られた」、「日頃苦勞しているこの分野の授業に光を与えられたように感じた」などの感想をいただきました。



弁護士の消費者教育への取組みについて説明

以下、「教員講座全体アンケート」より受講者の御感想を紹介します。

- 毎年、新しい知識を得ることができて、ありがたく思っています。
- 専門家の方から話を聞ける貴重な機会なので、これからも魅力ある講座を開催してほしいです。
- 授業資料として活用させていただいています。ありがとうございます。とても役立っています。
- 教科書にマッチするようになり、すぐ役立つ内容であることを嬉しく思います。

来年も皆様の御参加をお待ちしております。

(注)「制服の一生すごろく」は服育net研究所(<http://www.fukuiku.net/>)が作成した教材です。

制服の一生(原材料→縫製→着用→リサイクル→廃棄まで)の環境負荷について、特に温暖化の原因とされているCO₂の排出量を見える化したすごろくです。